

各 位

会社名 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム 代表者 代表取締役社長 松田佳紀 (コード番号 1919 東証第1部) 問合せ 代表取締役副社長兼管理本部長 高橋千明 (TEL. 06-6242-0555)

## 資金の借入に関するお知らせ

当社は平成26年6月12日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、下記の通り実施いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 借入先 : 株式会社ヤマダ電機

2. 借入金額 : 100 億円
3. 返済方法 : 期日一括

4. 借入実行日 : 平成 26 年 6 月 19 日5. 返済期限 : 平成 31 年 6 月 19 日

6. 借入利率 : 0.6%

7. 資金使途 : 銀行借入の返済

8. 担保の状況 : 当社は、株式会社ヤマダ電機と根抵当権設定契約を締結(平成24年4月26日付)

しており、当社資産を担保提供しております。

その根抵当権の極度額は150億円で、被担保債権の範囲に「金銭消費貸借取引」が 含まれております。

(注)株式会社ヤマダ電機は、当社の株式を 51.8%保有する親会社であり、東証一部 上場会社であります。

## 9. 支配株主との取引に関する事項

- (1) 当該取引は、株式会社ヤマダ電機(支配株主・親会社)との重要な取引に該当いたします。
- (2)支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成 26 年 6 月 12 日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主 との取引における少数株主の保護の方策に関する指針として次のとおり定めております。「当社は、親会社との間で、親会社及び当社が両社の社会的責任を負う上場企業としての地位をお互いに尊重した上で、親会社及び当社の更なる成長・発展、企業価値の向上を目指すことを目的とした業務提携契約を締結しており、かかる契約に基づく取引を実施することで、親会社との取引の適正性を確保し、少数株主の保護を図っております。」と定めており、当該取引につきましても、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は日常の事業活動について、親会社との密接な協力関係を保ちながらも、経営の一定の独立性は確保されているものと認識しており、利益相反を回避するため、親会社と取締役を兼務する一宮忠男氏及び古谷野賢一氏は、今回の取引における取締役会の決議に参加しておりません。

(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係 のない者から入手した意見の概要

平成 26 年 6 月 12 日開催の取締役会において、当社の独立役員として選任している社外監査役崎原嘉行氏より、今回の資金借入の件に関して、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引内容及び条件の妥当性について合理的に決定していることから、当該取引が少数株主にとって不利益なものとして該当しない旨の意見をいただいております。

以上